

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月1日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
田中 庄司

第40条第2項中「政見放送等実施規程」を「テレビジョン放送に係る政見放送等実施規程」に、「参議院選挙区選出議員選挙における参議院合同選挙区の担当基幹放送事業者」を「担当基幹放送事業者（次項において「担当基幹放送事業者」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 ラジオ放送に係る担当基幹放送事業者は、徳島県においては次に掲げるとおりとし、高知県においては株式会社高知放送とする。

(1) 令和7年8月1日以降に期日を公示される参議院選挙区選出議員選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び次号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあっては、株式会社エフエム徳島

(2) 前号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあっては、四国放送株式会社

別表第3中

「

徳島県	四国放送株式会社	3	1
-----	----------	---	---

」

を

「

徳島県	四国放送株式会社	3	1
	株式会社エフエム徳島		

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 候補者が、徳島県においてラジオ放送による政見放送をすることができる基幹放送事業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 令和7年8月1日以降に期日を公示される参議院選挙区選出議員選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び(2)に掲げる選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあっては、株式会社エフエム徳島

(2) (1)に掲げる選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあっては、四国放送株式会社

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。